

島根県がん検診精密検査実施機関登録事業 実施要領

1 目的

精密検査の精度管理を進めるとともに、精密検査対象者に対して、精密検査実施機関（以下、「実施機関」という）の情報提供を行うことで、精密検査を受けやすい体制を整えることを目的に、精密検査の実施基準の統一化と、それに基づく実施機関の登録を行う。

2 実施主体

島根県（以下「県」という。）

3 用語の定義

この要領における、がん検診とは、市町村が実施する「胃がん」「大腸がん」「肺がん」「乳がん」「子宮がん」検診とする。

4 実施内容

(1) 実施基準の設定

生活習慣病検診管理指導協議会各がん部会（がん検診の精度管理を目的として県が設置）において、がん検診の精密検査実施基準を設定する。

実施基準は別紙のとおりとする。

(2) 実施機関の登録

医療機関は、精密検査実施基準を踏まえ、実施機関として登録を希望する場合は様式 1 により、県に届出をする。

(3) 実施機関の情報整理と情報発信

県は届出のあった医療機関名簿を作成し、その情報を、市町村や県民に幅広く情報発信する。

(4) 登録の更新

登録の更新は原則 3 年に 1 回実施することとし、更新手続きは（2）に準じて行うものとする。

なお、実施機関は、届出の内容に変更があった場合は、速やかに県に連絡するものとする。

(5) 登録の辞退

実施機関が本事業の登録を辞退したい場合は、様式 2 により県へ届出をする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この実施要領は、平成 21 年 12 月 22 日から施行する。

この実施要領は、令和 5 年 2 月 22 日から施行する。

島根県肺がん検診精密検査実施機関基準

I 施設基準

肺がん検診の精密検査が必要とされたものに対して、下記の検査を行い、診断ができる施設とする。

- 1) 胸部エックス線撮影（必須ではない）
- 2) CT撮影
- 3) 気管支ファイバースコープ検査が施行できること。実施できない場合は実施できる医療機関に紹介できること。

II 医師の要件

精密検査のために十分な経験と技術を持った医療担当者がいること。

III 遵守事項

精密検査実施機関に登録する施設は、検診の精度管理のため、以下の事項を実施する。

- 1) 精密検査の結果判明後は、肺がん精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、速やかに紹介元に返送すること。
- 2) 発見肺がんに関して、部会や検診実施機関等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。

IV 自己研鑽

関連各種学会等への参加を通じて、常に肺がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが望ましい。